

つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025 年 6 月 1 日

6
June
2025



重要改正

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について 国税庁が情報提供開始

★令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げを行います。その上で、低～所得者の方の税負担への配慮から基礎控除の特例として、所得額に応じた上乘せを行います。内容を確認しておきましょう。



令和7年度税制改正(源泉所得税関係)の概要

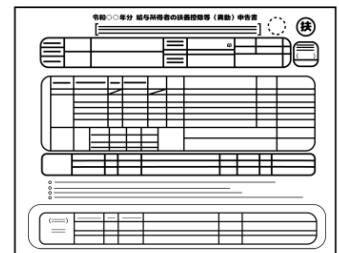
- 所得税の基礎控除について、その額を最大 48 万円から「最大 58 万円」に引き上げさらに、特例により、その額を令和 7.8 年分に限りさらに引き上げ、「最大 95 万円」に
- 給与所得控除について、最低保障額を 55 万円から「65 万円」に引き上げ
- 19 歳から 22 歳までの大学生年代の子等の給与収入が 150 万円までは親等が所得控除 (63 万円) を受けられる「特定親族特別控除」を創設。なお、給与収入が 150 万円を超えた場合の控除額は段階的に通減
- 扶養親族等の範囲について、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 48 万円以下から「58 万円以下」に引き上げ
- 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠 (遺族補償) について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置あり
ただし一般、介護医療、個人年金保険料控除の合計適用限度額については、12 万円のまま変更なし
- 令和 6 年限りの子育て世帯に対する住宅ローン控除上乘せ措置を令和 7 年にも適用



これらの改正規定は、令和 7 年分の所得税について、**令和 7 年 12 月に行う年末調整から適用**される。そのため、当該年末調整においては、次のような点に留意が必要！

- ☐ 改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる従業員がいないかを確認する必要がある
……従業員から、新たな「給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」の提出を受け、確認
- ☐ 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員がいないかを確認する必要がある
……従業員から、新設される (他の様式に織り込まれる)
「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受け、確認
- ☐ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、
年末調整の計算を行う必要がある

〈補足〉毎月の給与等からの所得税の源泉徴収事務においては、令和 8 年 1 月以後に支払うべき給与等から、新たな源泉徴収税額表を用いることとされています (「扶養親族等の数」の数え方に変更あり)



★今まで基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的に税負担が増えていました。令和 7 年 12 月に行う年末調整など、令和 7 年 12 月以後の源泉徴収事務に変更が生じるため年末調整前に確認しておきましょう。(令和 7 年 11 月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)

令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



企業等の奨学金返還支援制度導入促進事業補助金

徳島県から奨学金を返還しながら働く従業員の負担を軽減し、県内の中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金変換支援制度の導入を支援する補助金の募集が始まりました。

【企業等の奨学金返還支援制度とは】

学生時代に貸与型奨学金を受けていた従業員に対して、企業等が奨学金の返還額の全部または一部を金銭的に支援するもの。支援の方法は「手当等支給型」と「代理返還型」がある。企業等のイメージアップや福利厚生の充実が図られ、人材確保・定着につながります。

【補助要件】

- ・徳島県内に事業所を有する中小企業であること
- ・企業等の奨学金返還支援制度を新たに創設（交付決定日以降に就業規則に定める）して従業員等に周知し、5年以上継続して実施すること
- ・自社 HP、求人情報等において制度を導入していることを明示し、又は制度を明示した求人活動を行うこと
- ・県 HP 等で事業所名、制度の内容を公表することに同意すること

【補助対象経費】

- 就業規則等による奨学金返済支援制度の導入及び従業員等への周知
 - ・就業規則等の作成・変更を依頼したことで発生した社会保険労務士等への報酬
 - ・就業規則等の作成または変更の為に人件費、通信費、会議費、印刷製本等
- 奨学金返還支援制度を導入していることの明示及び求人活動の実施
 - ・奨学金返還支援制度を導入していることを明示するための HP の作成・改修費用
 - ・奨学金返還支援制度を導入していることを明示した求人活動を行うための求人広告費、パンフレットの印刷費用

【申請期限】

令和 7 年 5 月 28 日（水）～令和 7 年 12 月 19 日（金）

（予算上限に達した場合には、その時点で受付を終了します。）

【問い合わせ先】

徳島県子ども未来部子ども未来政策課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1-1

TEL：088-621-2551 FAX：088-621-2843 MAIL：henkan@pref.tokushima.lg.jp

補助額

上限 **50 万円**

補助対象経費の 10 分の 10



★詳しくはつちはし事務所、または徳島県ホームページ

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/shushokushien/7304387/>) をご参照ください。

あとがき★つちはし事務所より

★徳島県の「企業等の奨学金返還支援制度導入促進事業補助金」は、奨学金の返済に苦労している従業員に対し、返済を支援する制度を導入する企業を応援する制度です。このような制度を導入することにより次のような様々なメリットが考えられます。予算の範囲内での募集ですので、ピンと来た方はお早めに。

- ① 優秀な若手人材の採用強化：奨学金返済支援は学生・若手社会人にとって大きな魅力となり、他社との差別化要因となります。特に地方や中小企業においては、採用競争力が高まります。
- ② 離職率の低下・定着促進：支援が継続的である場合、「支援がある間は働こう」というインセンティブが生まれ、若手人材の定着につながります。
- ③ 企業イメージの向上：社会貢献・人材育成に積極的な企業として、学生・保護者・学校関係者からの信頼や評価が高まります。
- ④ 社員の経済的不安の軽減による生産性向上：奨学金返済に伴う家計の不安が軽減されることで、業務に集中しやすくなり、生産性向上やモチベーションアップが期待できます。

★今年も 5 月末に送られてきた緑の大型封筒。労働保険の年度更新のお知らせです。年度更新とは昨年 4 月 1 日から今年 3 月 31 日までに確定した賃金を集計して、昨年度 1 年分の労災保険料と雇用保険料を計算し 7 月 10 日までに納付するための手続きです。そして年度更新の次は、4～6 月の給与の平均から社員ごとの標準報酬月額を算出し、健康保険・厚生年金の保険料を適正額にするための算定基礎届の締め切りが同じく 7 月 10 日。6 月は社労士が 1 年で一番忙しい月となります。賃金台帳など資料のご準備はお早めをお願いいたします<(_ _)>

